

## 第2次みよし市総合計画後期基本計画

# 資料編

1	取組分野とSDGsとの関連	135
2	目標指標一覧表	138
3	関連計画等一覧	142
4	後期基本計画の策定体制	148
5	後期基本計画の策定経過	149
6	総合計画審議会	151
7	総合計画策定本部、専門部会、作業部会	154
8	市民参画の取り組み	160
9	総合計画の変遷	168

# 1 取組分野と SDGs との関連

## (1) SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標) とは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載される令和12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

第2次みよし市総合計画後期基本計画では、後期基本計画の「取組分野」とSDGsの目標を関連付けて取り組みを推進することで、SDGsの目標達成を図ります。





## 2 目標指標一覧表

### 基本目標1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

基本計画		指標名	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 安心して子どもを産み、育てられる環境にしよう	1 子育て支援 →P24	子育て支援に関する取り組みの市民満足度割合	61.7%	86.9%	87%
	2 家庭教育 →P26	家庭教育に関する取り組みの市民満足度割合	60.8%	80.7%	87%
	3 地域で子育てを支える環境 →P28	地域で子育てを支える環境に関する取り組みの市民満足度割合	61.7%	79.8%	87%
2 心豊かな子どもを育てよう	1 小中学校教育 →P30	「学校は楽しい」と思う児童生徒の割合	〈小学校〉 93.1%	〈小学校〉 91.5%	〈小学校〉 98%
	2 青少年健全育成 →P32		〈中学校〉 88.2%	〈中学校〉 87.6%	〈中学校〉 93%
3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう	1 生涯学習 →P34	生涯学習に関する取り組みの市民満足度割合	70.1%	78.6%	80%
		図書の貸出冊数	42.3万冊	51万冊	55万冊
	2 文化・芸術 →P36	文化・芸術に関する取り組みの市民満足度割合	71.1%	69.5%	80%
	3 広域交流 →38	友好都市交流事業参加者数	150人	106人	180人
	4 多文化共生 →P40	多文化共生に関する取り組みの市民満足度割合	50.0%	63.4%	68%
5 男女共同参画 →P42	男女共同参画に関する取り組みの市民満足度割合	59.1%	66.0%	70%	

第2次みよし市総合計画後期基本計画では、各「目標指標」のうち「市民満足度割合」を使用しているものについては、基準値は平成28(2016)年度市民アンケート、現状値は令和4(2022)年度市民アンケートにおける市の取り組みに対する満足度を尋ねた設問の結果を基に設定しています。

「市民満足度割合」は下記のとおり算出します。

#### 【市民満足度割合の算出方法】

$$\text{市民満足度割合} = (\text{満足} + \text{どちらかという満足}) \div (\text{満足} + \text{どちらかという満足} + \text{どちらかという不満} + \text{不満}) \times 100 (\%)$$

### 基本目標2 健康で生き生きと暮らせるまち

基本計画		指標名	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう	1 地域福祉 →P46	地域福祉に関する取り組みの市民満足度割合	68.6%	74.5%	78%
	2 高齢者福祉 →P48	高齢者福祉に関する取り組みの市民満足度割合	63.0%	66.8%	73%
	3 介護 →P50	要介護(要支援)の認定率	11.60%	13.63%	15.61%以下
	4 障がい者福祉 →P52	障がい者(児)が地域で生き生きと暮らし続けられるようになると感じる障がい者(児)の割合	14.6%	17%	25%
2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう	1 地域医療 →P54	特定健康診査受診率	37.3%	39.4%	65%
		後期高齢者健康診査受診率	34.8%	31.3%	45%
	2 健康づくり →P56	健康づくりに関する取り組みの市民満足度割合	70.6%	72.8%	80%
	3 スポーツ →P58	スポーツ実施者の割合 <sup>(※)</sup>	49.6%	47.8%	65%
4 生きがい・働きがい →P60	生きがい・働きがいに関する取り組みの市民満足度割合	76.0%	69.1%	82%	

(※) 目標値は、文部科学省のスポーツ基本計画における目標値を使用しています。

### 基本目標3 安全で安心して暮らせるまち

基本計画		指標名	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 地域で支え合い、災害に強いまちをつくらう	1 防災・減災 →P64	防災訓練への参加率	17.4%	16.8%	25%
	2 消防 →P66	市内での火災出動件数	24件	18件	16件以下
2 交通事故や犯罪のないまちをつくらう	1 交通安全 →P68	市内での人身交通事故件数	277件	137件	137件以下
	2 防犯 →P70	市内での犯罪発生件数	544件	334件	334件以下

## 2 目標指標一覧表

### 基本目標4 魅力と活力があふれるまち

基本計画		指標名	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 工業のさらなる成長を支えよう	1 工業 →P74	工業系用途地域の面積	403.0ha	416ha	420ha
2 まちのにぎわいや魅力を生み出そう	1 商業 →P76	商業に関する取り組みの市民満足度割合	36.1%	40.5%	42%
	2 観光・魅力発信 →P78	観光客数	171,588人	166,592人	172,500人
	3 地域活力 →P80	地区コミュニティ活動への参加者数	7,186人	8,101人	9,000人
3 地域の農業と多面的機能を持つ農地を守り、次代につなげよう	1 農業 →P82	担い手農家の経営耕地面積	257ha	274ha	300ha
	2 地産地消 →P84	食育の普及に関する事業・活動数	102事業	92事業	120事業

### 基本目標5 自然環境を守り未来へつなぐまち

基本計画		指標名	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 緑を守り育て、まちを美しくしよう	1 緑のまちづくり →P88	市民1人当たりの都市公園面積	14.59㎡	16.43㎡	16.43㎡
	2 環境美化 →P90	1日1人当たりのごみ排出量(家庭系)	526g	512g	480g以下
2 環境にやさしいまちにしよう	1 地球環境の保全 →P92	CO <sub>2</sub> 総排出量	101.2万トン(平成27(2015)年)	96.3万トン(令和元(2019)年)	64.6万トン以下
	2 循環型社会 →P94	再利用資源回収率	21.1%(平成28(2016)年)	18.0%(令和3(2021)年)	23.8%

### 基本目標6 快適で暮らしやすいまち

基本計画		指標名	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
取組方針	取組分野				
1 生活の基盤が整ったまちをつくろう	1 土地利用 →P98	市街化区域の面積割合	32.8%	33.8%	34%
	2 河川 →P100	準用河川の改修率	54.5%	58.8%	63.5%
	3 下水道 →P102	水洗化率	92.8%	93.6%	93.9%
2 便利で快適な住環境をつくろう	1 公共交通 →P104	さんさんバスの利用者数	286,191人	284,632人	330,000人
	2 道路 →P106	都市計画道路整備率	79.1%	81.1%	82.1%
	3 市街地整備 →P108	市街地整備済面積	542.9ha	587.7ha	633ha
	4 景観 →P110	景観に配慮した地区数	6地区	8地区	9地区
3 多様な世代の定住・移住を促進しよう	1 住まい →P112	住宅の耐震化率	87.5%	92%	97%
	2 雇用対策 →P114	就労者数	286人	195人	295人

### まちづくりの進め方

基本的な考え方	取組項目	指標名	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
1 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり	1 市民の参画と協働によるまちづくり →P118	市民活動サポートセンター登録団体数	55団体	53団体	65団体
2 透明性の高い開かれた市政	1 行政情報の公開 →P120	行政情報の公開に関する取り組みの市民満足度割合	60.5%	73.4%	80%
	2 広報・広聴 →P122	広報・広聴に関する取り組みの市民満足度割合	74.1%	81.5%	89%
3 効果的・効率的で安定した行財政運営	1 行政組織 →P124	やりがいをもって仕事に励んだ職員の割合	62%	71%	75%
	2 行政改革・行政評価 →P126	行政改革・行政評価に関する取り組みの市民満足度割合	55.9%	62.9%	63%
	3 広域連携の推進 →P128	広域連携の推進に関する取り組みの市民満足度割合	70.7%	74.3%	75%
	4 財政 →P130	経常収支比率	78.5%	83.2%	80%以下

### 3 関連計画等一覧

#### 基本目標1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

計画名	計画期間
みよし市児童育成計画	令和6(2024)年度見直し予定
健康みよし21(第2次計画)	令和6(2024)年度見直し予定
第4期みよし市地域福祉計画	令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで
みよし市福祉・医療・介護長期構想	平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで
みよし市教育振興基本計画	平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで
みよし市学校教育情報化推進計画	令和6(2024)年度見直し予定
第3次みよし市生涯学習推進基本計画	令和4(2022)年度から令和13(2031)年度まで
第4次みよし市子ども読書活動推進計画	令和4(2022)年度から令和8(2026)年度まで
みよし市スポーツ推進計画	平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで
土別市及びみよし市の災害時における相互応援に関する協定	平成23(2011)年11月から
木曾町及びみよし市の災害時における相互応援に関する協定	平成23(2011)年10月から
みよし男女共同参画プラン「パートナー」2024-2033	令和6(2024)年度から令和15(2033)年度まで

計画期間														
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
見直し														
見直し														
見直し														

#### 基本目標2 健康で生き生きと暮らせるまち

計画名	計画期間
第4期みよし市地域福祉計画	令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで
みよし市福祉・医療・介護長期構想	平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで
第5期みよし市障がい者計画	令和6(2024)年度から令和11(2029)年度まで
第7期みよし市障がい福祉計画	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで
第3期みよし市障がい児福祉計画	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで
第9期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで
関係機関との協定 「行方不明高齢者の早期発見等の取組に関する協定」 (公的機関、民間機関) 「みよし市地域見守り活動に関する協定」 (民間機関)	期間の定めなし
第3期国民健康保険データヘルス計画	令和6(2024)年度から令和11(2029)年度まで
第4期特定健康診査等実施計画	令和6(2024)年度から令和11(2029)年度まで
健康みよし21(第2次計画)	令和6(2024)年度見直し予定
みよし市教育振興基本計画	平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで
みよし市スポーツ推進計画	平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで

計画期間														
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
見直し														





## 4 後期基本計画の策定体制

### (1) 審議機関

#### 総合計画審議会

学識経験者や市民の代表などで構成する総合計画審議会を設置します。市長が諮問する基本計画の見直しに関する内容について、調査審議を行い、答申を行いました。

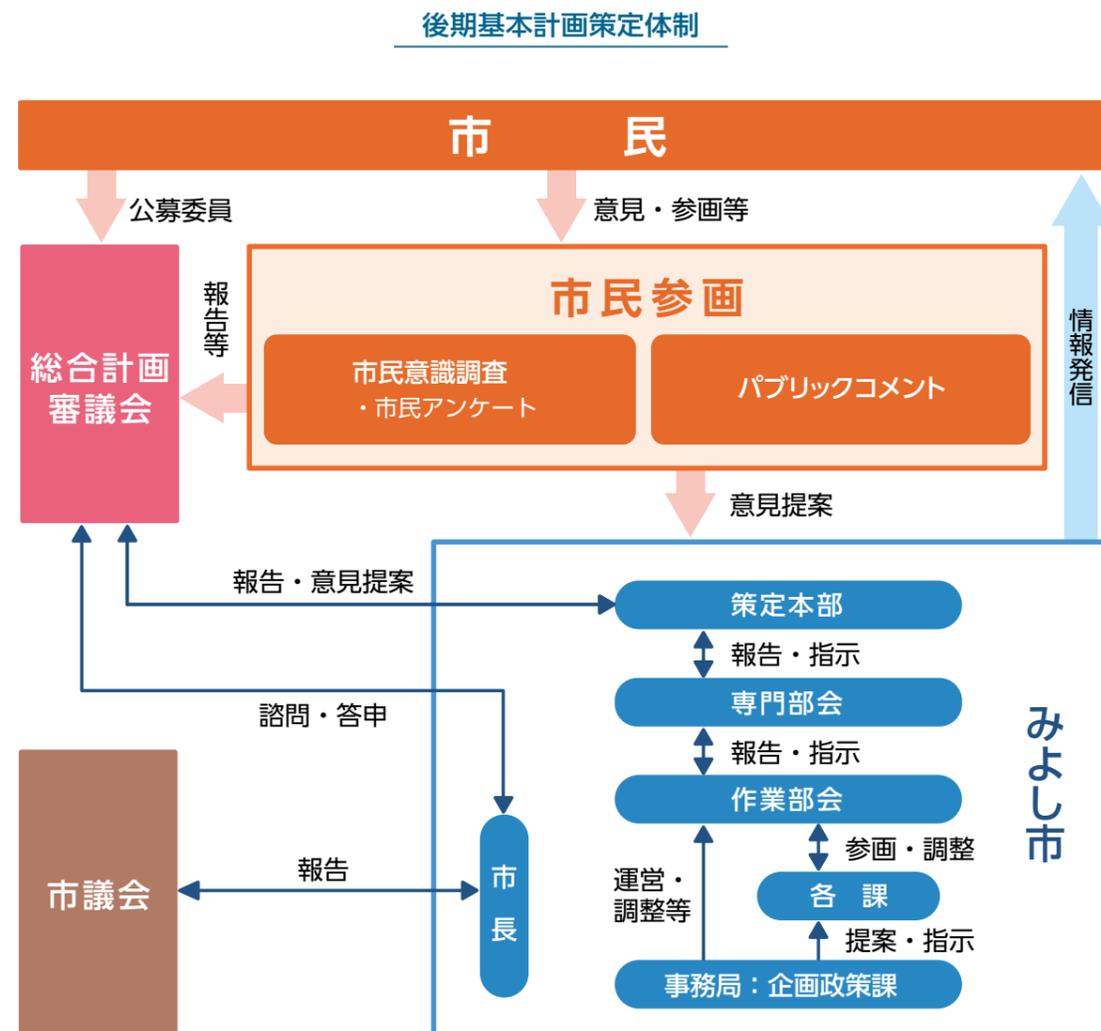
審議会の委員は、みよし市総合計画審議会条例に基づき25人以内で市長が委嘱しました。

### (2) 市民参画

後期基本計画の策定については、広く市民の意見を反映させるため、市民アンケートやパブリックコメントを実施し、総合計画策定への市民の参画に努めました。

### (3) 庁内体制

全庁的な体制のもと、策定を行いました。



## 5 後期基本計画の策定経過

### (1) 総合計画審議会

日程		内容
令和4(2022)年度	10月11日(火)	<b>第1回 総合計画審議会・諮問</b> 第2次みよし市総合計画基本計画の見直しについて(諮問) 第2次みよし市総合計画後期基本計画の策定スケジュールについて 基礎調査結果について 市民アンケートについて
	3月1日(水)	<b>第2回 総合計画審議会</b> みよし市の将来人口の見込みについて 市民アンケート結果について 第2次みよし市総合計画前期基本計画の評価結果について
令和5(2023)年度	7月31日(月)	<b>第3回 総合計画審議会</b> 第2次みよし市総合計画後期基本計画(素案)について (基本目標1・2・3に関する事項)
	8月24日(木)	<b>第4回 総合計画審議会</b> 第2次みよし市総合計画後期基本計画(素案)について (基本目標4・5・6、まちづくりの進め方に関する事項)
	11月6日(月)	<b>第5回 総合計画審議会</b> 第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)について 第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)のパブリックコメントについて
	2月5日(月)	<b>第6回 総合計画審議会</b> 第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)のパブリックコメントの結果について
	3月21日(木)	<b>答申</b> 第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)について(答申)



みよし市総合計画審議会から市長へ  
第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)を答申

## 6 総合計画審議会

### (1) 総合計画審議会条例

#### みよし市総合計画審議会条例

平成 10 年 3 月 25 日

条例第 1 号

改正 平成 18 年 3 月 24 日条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、みよし市総合計画審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じて、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、みよし市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内に住所を有する者
- (4) 市長が必要と認める者

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、第 2 条の職務の終了までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 24 日条例第 20 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### (2) 市民参画

日程	内容
令和4(2022)年度 10月24日(月) ～11月15日(火)	<b>市民アンケート</b> (1)定住に関する意識について (2)取組の満足度及び重要度について (3)今後のまちづくりに対するニーズについて (4)まちづくりへの参加について (5)その他について
令和5(2023)年度 12月15日(金) ～1月15日(月)	<b>パブリックコメント</b> 第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)について

### (3) 総合計画策定本部

日程	内容
令和4(2022)年度	9月5日(月) <b>第1回 策定本部会議</b> 第2次みよし市総合計画基本計画の見直しについて 第2次みよし市総合計画後期基本計画の策定スケジュールについて 基礎調査結果について 前期基本計画の評価について 市民アンケートについて
	2月8日(水) <b>第2回 策定本部会議</b> 将来人口の見通しについて 市民アンケート結果について 前期基本計画の評価について
令和5(2023)年度	6月27日(火) <b>第3回 策定本部会議</b> 第2次みよし市総合計画後期基本計画(素案)について
	10月16日(月) <b>第4回 策定本部会議</b> 第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)について 第2次みよし市総合計画後期基本計画パブリックコメントの実施について
	1月22日(月) <b>第5回 策定本部会議</b> 第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)パブリックコメントの結果について

(2) 総合計画審議会委員名簿

◎…会長、○…職務代理人、(前)…前任者(敬称略)

氏名	職名等	区分
赤井 憲彦	区長会代表	公共的団体の役職員 (第3条2項1号)  13名
(前) 柘植 昭敏		
井上 将成	青年会議所代表	
酒井 喜市	社会福祉協議会代表	
(前) 鈴木 淳		
櫻井 充	保健対策推進協議会代表	
富樫 佐智子	文化協会代表	
清田 由雅	スポーツ協会代表	
竹村 勉	工業経済会代表	
鰐部 兼道	商工会代表	
久野 文仁	民生児童委員協議会代表	
原田 美香	子育てクラブ連絡協議会代表	
(前) 深谷 彰子		
馬場 佑希	小中学校PTA連絡協議会代表	
(前) 日比野 貴史		
新谷 千晶	NPO代表	
小野田 勝輝	果樹組合代表	
(前) 竹谷 明永		
◎ 伊藤 久司	東海学園大学	学識経験を有する者 (第3条2項2号)  3名
佐野 真紀	愛知教育大学	
○ 近藤 元博	愛知工業大学	
桐山 直子	公募市民	市内に住所を有する者 (第3条2項3号)  4名
石田 奈実		
柏 佳恵		
加藤 正二		
近藤 憲司	教育委員会代表	市長が必要と認める者 (第3条2項4号)  5名
岩田 信男	農業委員会代表	
三宅 章介	都市計画審議会代表	
伊豆原 浩二	地域公共交通会議代表	
石崎 正樹	トヨタ自動車株式会社	
(前) 大野 聡士		
(前) 小玉 寿仁		

(3) 総合計画審議会諮問・答申

4 企 第 2 7 8 号  
令和4(2022)年10月11日

みよし市総合計画審議会議長 様

みよし市長 小 山 祐

第2次みよし市総合計画基本計画の見直しについて(諮問)

このことについて、みよし市総合計画審議会条例(平成10年三好町条例第1号)第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和6(2024)年3月21日

みよし市長 小 山 祐 様

みよし市総合計画審議会  
会 長 伊 藤 久 司

第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)について(答申)

令和4(2022)年10月11日付け4企第278号で諮問のありました第2次みよし市総合計画基本計画の見直しについて、みよし市総合計画審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり「第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)」を取りまとめましたので答申します。

# 7 総合計画策定本部、専門部会、作業部会

## (1) 総合計画策定本部

### ① 要綱

#### みよし市総合計画策定本部設置要綱

平成 18 年 4 月 17 日

#### (趣旨)

第 1 条 みよし市総合計画を策定するため、みよし市総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 策定本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想原案及び基本計画原案の作成及び総合調整に関すること。
- (2) 総合計画の調査研究及び計画策定に必要な資料収集に関すること。
- (3) その他総合計画に関すること。

#### (組織)

第 3 条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は部長級の職員で 15 人以内の者をもって充てる。
- 4 策定本部は、各分野別の調査、研究及び計画策定に必要な資料収集のため、専門部会及び作業部会を置く。

#### (職務)

第 4 条 本部長は、策定本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 策定本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

#### (庶務)

第 6 条 策定本部の庶務は、総合計画担当課において処理する。

#### (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 2 日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 18 日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 1 月 12 日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### ② 総合計画策定本部員

区 分	職 名		
本 部 長	副市長		
副本部長	教育長		
本 部 員	経営企画部長	経営企画部参事	総務部長
	福祉部長	こども未来部長	市民経済部長
	都市建設部長	教育部長	教育部参事
	議会事務局長	監査委員事務局長	病院事務局長

(2) 専門部会

内規

みよし市総合計画策定に係る専門部会設置内規

平成 18 年 7 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 みよし市総合計画策定本部設置要綱第 3 条第 4 項の規定により、各分野別の調査、研究及び計画策定に必要な資料収集のため、専門部会を設置する。

(構成)

第 2 条 専門部会は、第 1 部会、第 2 部会、第 3 部会、第 4 部会、第 5 部会、第 6 部会及び第 7 部会で構成する。

(所掌事項)

第 3 条 各専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) みよし市総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）からの指示に基づく調査、研究及び資料収集に関すること。

(2) 基本構想及び基本計画にかかる部会原案の作成に関すること。

(専門部会の所管)

第 4 条 各専門部会の所管は、別表第 1 のとおりとする。

(組織)

第 5 条 各専門部会の部会員は、別表第 2 のとおりとする。

(部会長及び副部会長)

第 6 条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、策定本部本部長が指名する。

3 部会長は、各専門部会を統括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 各専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第 8 条 各専門部会の庶務は、各部会で処理し、総括的な事項については、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第 9 条 この内規に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、策定本部本部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成 18 年 7 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 10 月 23 日)

この内規は、平成 18 年 10 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 2 日)

この内規は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日)

この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 18 日)

この内規は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 4 日)

この内規は、平成 26 年 4 月 4 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日)

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 1 日)

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 30 日)

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

専門部会の所管

部会名	所 管
第1部会	基本目標1「安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち」
第2部会	基本目標2「健康で生き生きと暮らせるまち」
第3部会	基本目標3「安全で安心して暮らせるまち」
第4部会	基本目標4「魅力と活力があふれるまち」
第5部会	基本目標5「自然環境を守り未来へつなぐまち」
第6部会	基本目標6「快適で暮らしやすいまち」
第7部会	まちづくりの進め方 (1) 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり (2) 透明性の高い開かれた市政 (3) 効果的・効率的で安定した行財政運営

別表第 2 (第 5 条関係)

専門部会の部会員

部会名	部 会 員			
第1部会	教育部長	教育部参事	教育部次長	教育部副参事
	こども未来部長	こども未来部次長	こども未来部指導保育士	
	市民経済部長	市民経済部次長		
第2部会	総務部長	総務部次長	総務部人材育成推進監	
	福祉部長	福祉部次長		
第3部会	病院事務局長			
	教育部長	教育部参事	教育部次長	教育部副参事
第4部会	総務部長	総務部次長	総務部人材育成推進監	
	都市建設部長	都市建設部次長		
第5部会	市民経済部長	市民経済部次長		
	総務部長	総務部次長	総務部人材育成推進監	
第6部会	市民経済部長	市民経済部次長		
	都市建設部長	都市建設部次長		
第7部会	経営企画部長	経営企画部参事	経営企画部次長	経営企画部政策調整監
	市民経済部長	市民経済部次長		
	総務部長	総務部次長	総務部人材育成推進監	
	議会事務局長			
	会計管理者			

(3) 作業部会

内規

みよし市総合計画策定に係る作業部会設置内規

平成 18 年 7 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 みよし市総合計画策定本部設置要綱第 3 条第 4 項の規定により、各分野別の調査、研究及び計画策定に必要な資料収集のため、作業部会を設置する。

(構成)

第 2 条 作業部会は、経営企画部会、総務部会、福祉部会、こども未来部会、市民経済部会、都市建設部会、教育部会で構成する。

(所掌事項)

第 3 条 各作業部会は、専門部会からの指示に基づく、第 4 条に規定する所管ごとの調査、研究及び資料収集に関する事項を所掌する。

(各作業部会の所管)

第 4 条 各作業部会の所管は、別表第 1 のとおりとする。

(組織)

第 5 条 各作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、別表第 2 の者をもって充てる。

3 部会員は、各所管部署の課長級及び副主幹級の補職にある者をもって充てる。

(職務)

第 6 条 部会長は、各作業部会を統括する。

2 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、部会長が指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 各作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第 8 条 各作業部会の庶務は、各部会で処理し、総括的な事項については、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第 9 条 この内規に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、策定本部本部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成 18 年 7 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 10 月 23 日)

この内規は、平成 18 年 10 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 2 日)

この内規は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 18 日)

この内規は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日)

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 4 月 1 日)

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 1 月 12 日)

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

各作業部会の所管

部会名	所 管
経営企画部会	経営企画部、人口推計及び土地利用構想に関する事項
総務部会	総務部、議会事務局、会計課、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の作業部会に属さない事項に関する事項
福祉部会	福祉部及びみよし市民病院に関する事項
こども未来部会	こども未来部に関する事項
市民経済部会	市民経済部及び農業委員会に関する事項
都市建設部会	都市建設部及び土地利用構想に関する事項
教育部会	教育部に関する事項

別表第 2 (第 5 条関係)

部会長

部会名	部 会 長
経営企画部会	企画政策課長
総務部会	総務課長
福祉部会	福祉課長
こども未来部会	こども政策課長
市民経済部会	産業振興課長
都市建設部会	道路河川課長
教育部会	学校教育課長

## 8 市民参画の取り組み

### (1) 市民意識調査

#### ① 調査の概要

第2次みよし市総合計画基本計画が令和5(2023)年度に中間年を迎えるにあたり、本市が実施している取組に対する市民の満足度や重要度、これからのまちづくりに対する市民の意識を把握し、後期基本計画の検討にあたっての基礎資料とすることを目的として、市民アンケートを実施しました。

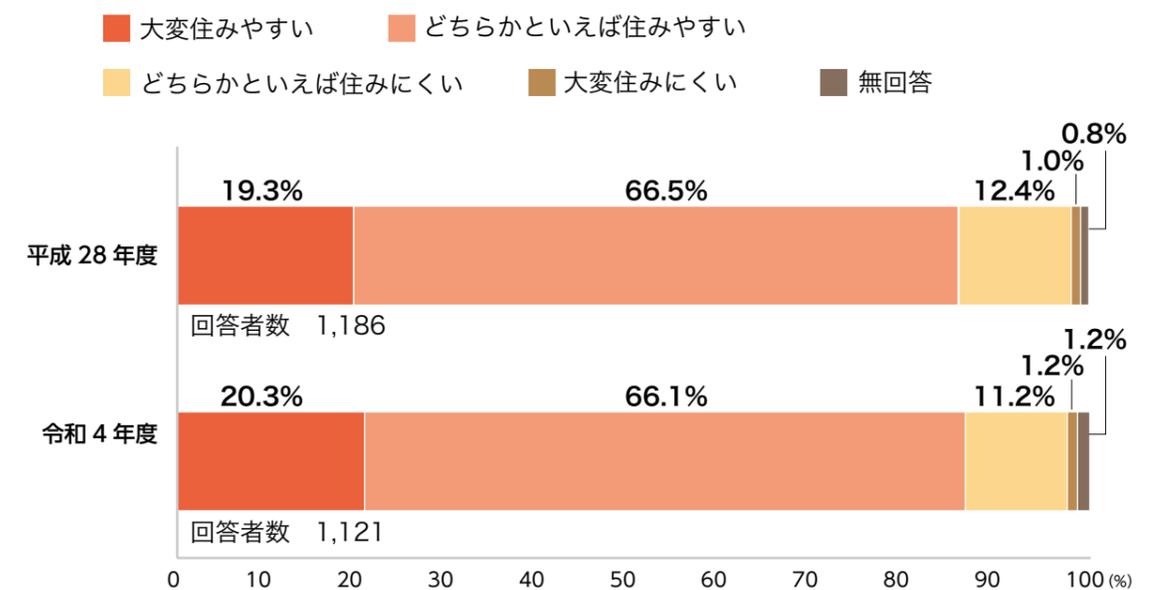
調査対象	18歳以上の市民から無作為に2,500人を抽出
調査方法	郵送による配布・回収(インターネット回答も併用) 調査票配布後に礼状兼督促状を送付
調査時期	令和4(2022)年10月24日(月)～11月15日(火) ※インターネット回答は11月30日(水)まで
配布・回収状況	配布数:2,500票 回収数:1,121票(郵送:761票、インターネット:360票) 回収率:44.8%
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住に関する意識について</li> <li>・取組の満足度及び重要度について</li> <li>・今後のまちづくりに対するニーズについて</li> <li>・まちづくりへの参加について</li> <li>・その他について</li> </ul>

## 8 市民参画の取り組み

### ② 調査結果

#### 《 住みやすさについて 》

- みよし市が「大変住みやすい」と答えた人は、全体で20.3%を占めています。「どちらかといえば住みやすい」と答えた66.1%を合わせると、86.4%がみよし市は住みやすいまちだと回答しています。
- 前回、平成28(2016)年度に実施した市民アンケート結果と比べると、「大変住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた回答の割合は0.6ポイント上昇しています。



#### 【平成28(2016)年度に実施した市民アンケートの概要】

調査対象: 18歳以上の市民から無作為に2,500人を抽出

調査方法: 郵送による配布・回収

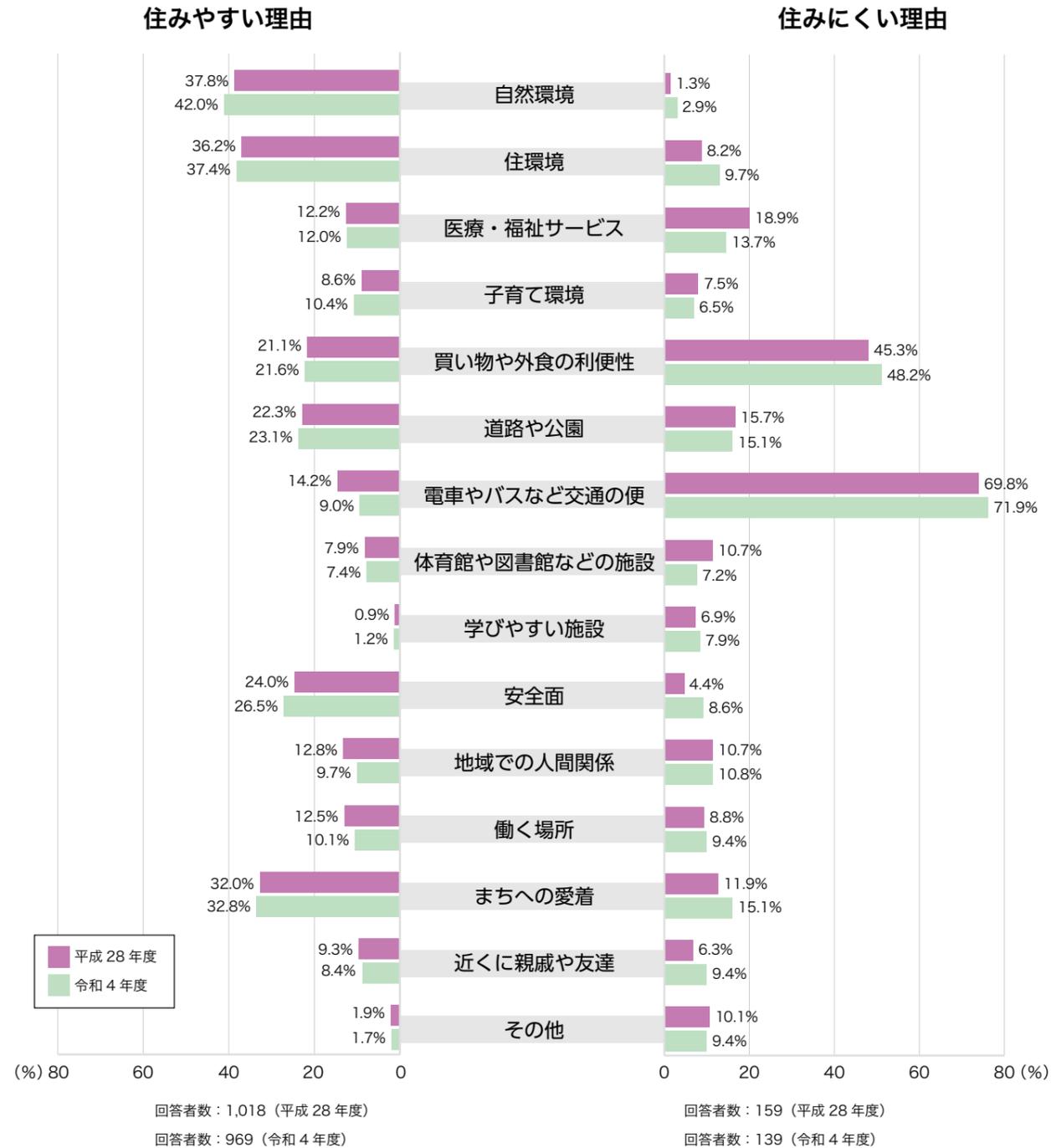
調査時期: 平成28(2016)年10月24日(月)～11月15日(火)

配布・回収状況: 配布数: 2,500票、回収数: 1,186票、回収率: 47.4%

## 8 市民参画の取り組み

### 《 住みやすい理由・住みにくい理由について 》

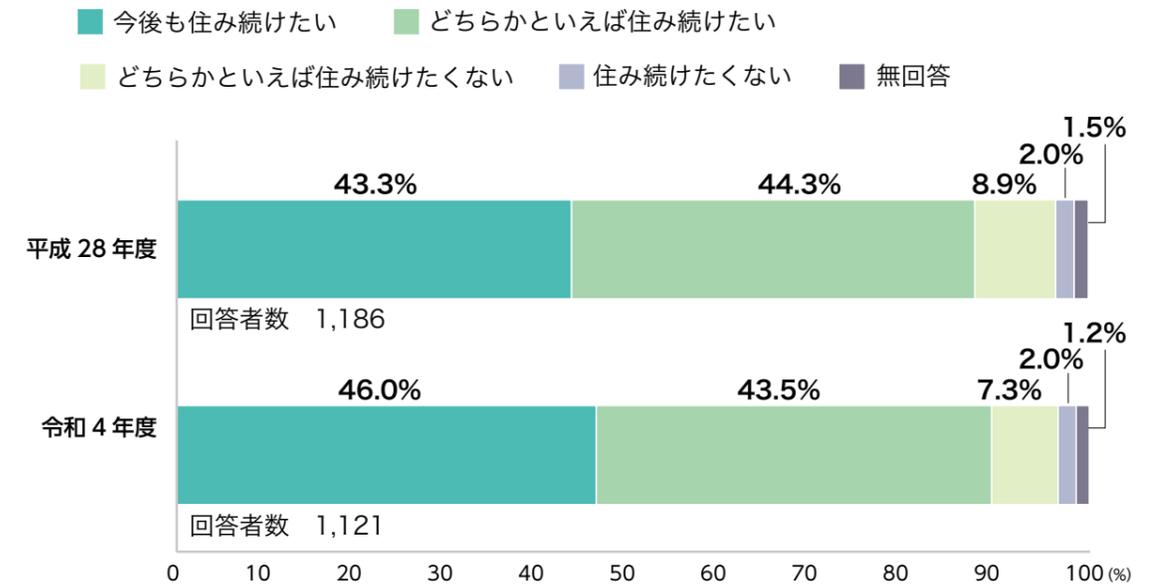
- 住みやすいと思う理由としては、「自然環境が良い」の割合が最も高く、次いで「住環境が良い」となっています。
- 住みにくいと思う理由としては、「電車やバスなど交通の便が悪い」の割合が最も高く、次いで「買い物や外食が不便」となっています。いずれも前回と同様の結果となっています。



※住みやすい理由は、「大変住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と答えた回答者のみを対象  
 ※住みにくい理由は、「大変住みにくい」または「どちらかといえば住みにくい」と答えた回答者のみを対象

### 《 今後の居留意向について 》

- みよし市に「今後も住み続けたい」と答えた人は、全体で46.0%を占めています。「どちらかといえば住み続けたい」と答えた43.5%を合わせると、89.5%がみよし市に「住み続けたい」としています。
- 前回と比べると、「今後も住み続けたい」と回答した人の割合は2.7ポイント上昇しています。

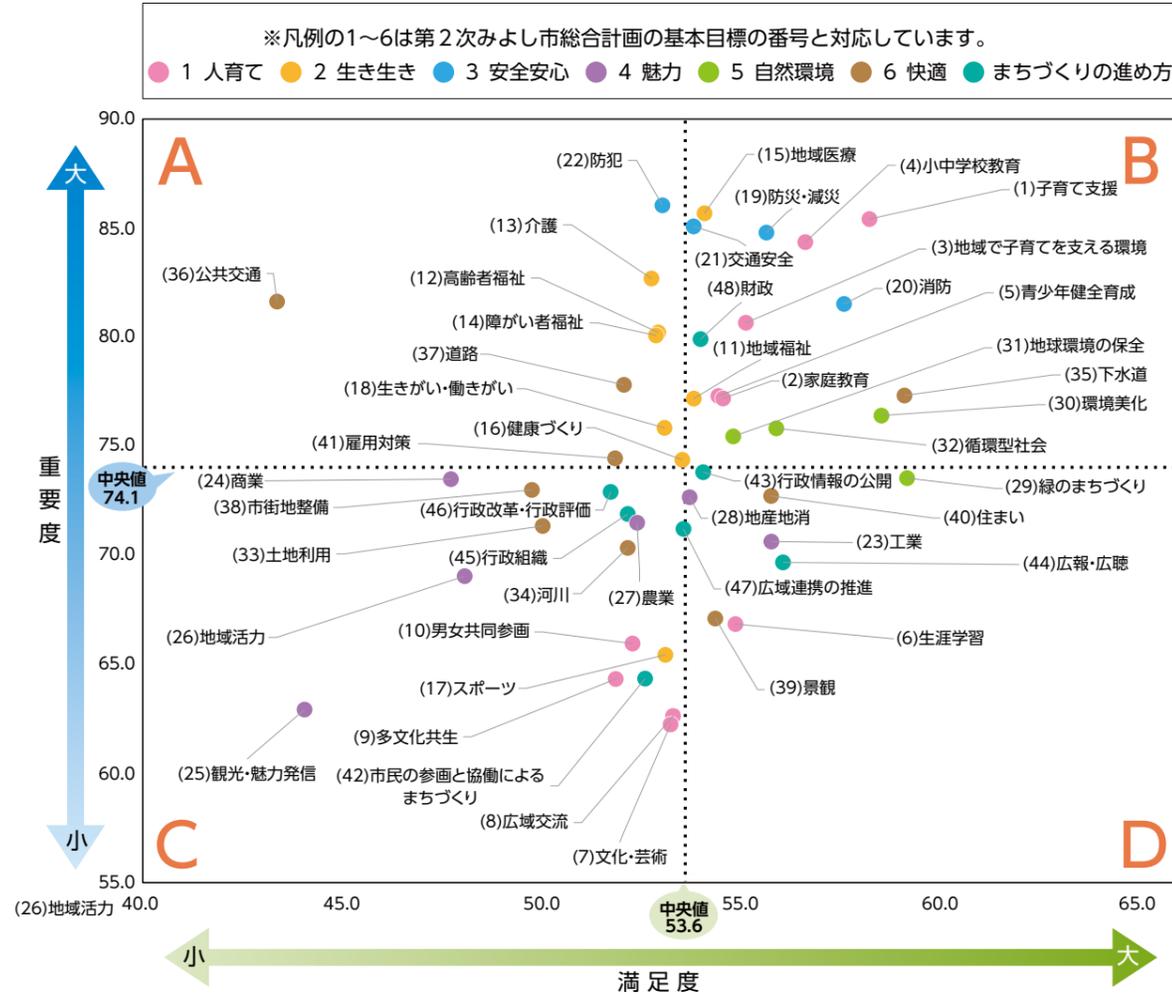


第2次みよし市総合計画の取組分野・項目別の満足度指数・市民満足度割合・重要度指数

基本目標	取組分野・項目	満足度		重要度
		満足度指数	市民満足度割合	重要度指数
1 安心して子どもを産み育て、 誰もが豊かな心を育むまち	(1)子育て支援	58.3	86.9%	85.4
	(2)家庭教育	54.6	80.7%	77.2
	(3)地域で子育てを支える環境	55.2	79.8%	80.7
	(4)小中学校教育	56.6	83.3%	84.4
	(5)青少年健全育成	54.5	81.1%	77.3
	(6)生涯学習	54.9	78.6%	66.8
	(7)文化・芸術	53.3	69.5%	62.2
	(8)広域交流	53.4	74.6%	62.6
	(9)多文化共生	52.0	63.4%	64.3
	(10)男女共同参画	52.4	66.0%	65.9
2 健康で生き生きと 暮らせるまち	(11)地域福祉	53.9	74.5%	77.2
	(12)高齢者福祉	53.0	66.8%	80.1
	(13)介護	52.8	67.5%	82.7
	(14)障がい者福祉	52.9	69.3%	80.1
	(15)地域医療	54.1	68.9%	85.7
	(16)健康づくり	53.6	72.8%	74.4
	(17)スポーツ	53.2	69.5%	65.4
	(18)生きがい・働きがい	53.2	69.1%	75.9
3 安全で安心して暮らせるまち	(19)防災・減災	55.7	77.0%	84.8
	(20)消防	57.6	86.9%	81.5
	(21)交通安全	53.8	68.8%	85.1
	(22)防犯	53.1	65.9%	86.1
4 魅力と活力があふれるまち	(23)工業	55.8	84.1%	70.6
	(24)商業	47.8	40.5%	73.5
	(25)観光・魅力発信	44.2	26.3%	62.9
	(26)地域活力	48.1	41.3%	69.0
	(27)農業	52.5	66.8%	71.5
	(28)地産地消	53.8	70.6%	72.6
	(29)緑のまちづくり	59.2	84.3%	73.6
	(30)環境美化	58.6	82.8%	76.4
5 自然環境を守り未来へつなぐ まち	(31)地球環境の保全	54.9	77.1%	75.4
	(32)循環型社会	55.9	79.2%	75.8
	(33)土地利用	50.1	50.8%	71.4
6 快適で暮らしやすいまち	(34)河川	52.2	63.9%	70.3
	(35)下水道	59.1	86.6%	77.3
	(36)公共交通	43.4	34.5%	81.6
	(37)道路	52.1	59.7%	77.8
	(38)市街地整備	49.8	52.8%	73.0
	(39)景観	54.4	70.5%	67.1
	(40)住まい	55.8	80.0%	72.8
	(41)雇用対策	51.9	61.3%	74.4
まちづくりの進め方	(42)市民の参画と協働によるまちづくり	52.7	71.2%	64.3
	(43)行政情報の公開	54.1	73.4%	73.8
	(44)広報・広聴	56.1	81.5%	69.7
	(45)行政組織	52.2	67.3%	71.9
	(46)行政改革・行政評価	51.8	62.9%	72.9
	(47)広域連携の推進	53.6	74.3%	71.2
	(48)財政	54.0	76.0%	79.9

《市の取り組みに対する満足度・重要度について》

第2次みよし市総合計画の取り組みの評価のために行った市民アンケート結果では、取り組みに対する満足度と重要度についての評価を明確化するため、以下の算出方法により各取組分野・項目の「満足度指数」と「重要度指数」を設定しました。



《上記の図の4つの領域の考え方》

- A: 重要度が高く、満足度が低いため、重点的に推進すべき取り組み
- B: 重要度も満足度も高いため、継続的に市民の満足度を得られるように推進すべき取り組み
- C: 重要度も満足度も低いため、必要性を検証した上で推進すべき取り組み
- D: 重要度が低く、満足度が高いため、一定の成果が得られている取り組み

【満足度指数・重要度指数の算出方法】

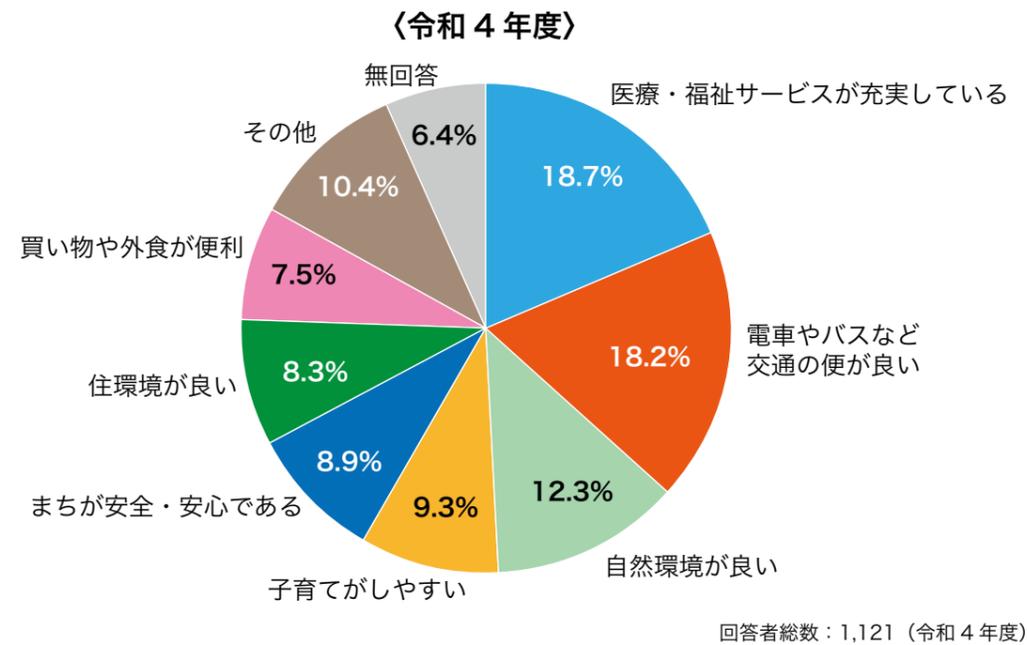
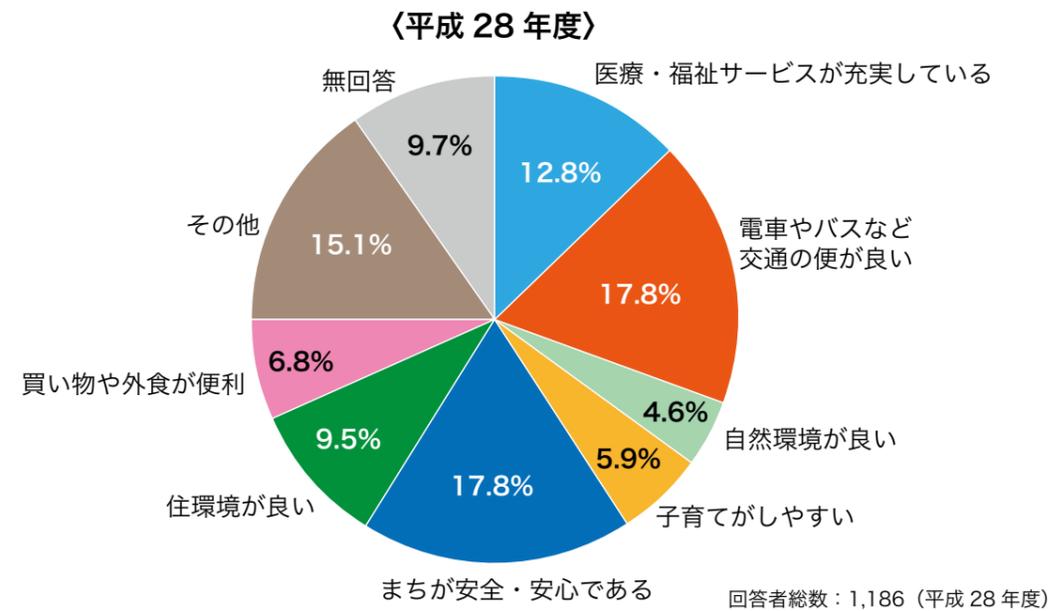
$$\text{満足度指数} = \text{満足}(\%)^{*1} \times 100 + \text{どちらかという満足}(\%) \times 66.7 + \text{普通}(\%) \times 50.0 + \text{どちらかという不満}(\%) \times 33.3 + \text{不満}(\%) \times 0$$

$$\text{重要度指数} = \text{重要}(\%)^{*2} \times 100 + \text{どちらかという重要}(\%) \times 66.7 + \text{どちらかという重要でない}(\%) \times 33.3 + \text{重要でない}(\%) \times 0$$

※1 満足(%) : 「満足」と回答した人の回答率。ただし、「無回答」を除く合計サンプル数を分母とする。  
 ※2 重要(%) : 「重要」と回答した人の回答率。ただし、「わからない」「無回答」を除く合計サンプル数を分母とする。

### 《市の将来都市像について》

- 全体的に、「医療・福祉サービスが充実している」、「電車やバスなど交通の便が良い」ことを望む回答の割合が高くなっています。
- 前回と比べて、回答の割合が大きく上昇しているのが、「自然環境が良い」で7.7ポイント、「医療・福祉サービスが充実している」で5.9ポイント増えています。



### (2) パブリックコメント

第2次みよし市総合計画後期基本計画(案)について、令和5(2023)年12月15日(金)から令和6(2024)年1月15日(月)までパブリックコメント制度による意見の募集を行ったところ、提出者数は1人、計5件の意見が提出されました。

#### パブリックコメントの意見数

意見の区分	意見数
基本計画に関する意見	4
総合計画全般に関する意見	1
合計	5

## 9 総合計画の変遷

本市では、昭和33(1958)年の町制施行後、昭和43(1968)年に最初の総合計画を策定し、それ以来、第2次みよし市総合計画に至るまで、時代の変遷に合わせて総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。

平成22(2010)年1月4日に市制を施行し、みよし市となってからの総合計画では「みんなで築く」、そして第2次みよし市総合計画では「みんなで育む」を将来像の冒頭に掲げ、市民と行政のそれぞれが自らができる役割を担い、みんなでまちづくりを進める計画として策定しています。

### みよし市総合計画の沿革

計画名称	計画期間	将来像など
三好町総合計画	昭和43(1968)年度～昭和55(1980)年度	—
新三好町総合計画	昭和51(1976)年度～昭和60(1985)年度	昭和60年をめざして希望と躍進
第3次三好町総合計画	昭和59(1984)年度～昭和70(1995)年度	希望に満ち活気あふれる青年都市
第4次三好町総合計画	基本構想 平成3(1991)年度～平成22(2010)年度 基本計画 平成3(1991)年度～平成12(2000)年度	豊かで調和のとれた かおり高い文化のまち
第5次三好町総合計画	基本構想 平成11(1999)年度～平成32(2020)年度 基本計画 平成11(1999)年度～平成22(2010)年度	ゆとりと活気あるふれあいのまち
第1次みよし市総合計画	基本構想 平成22(2010)年度～平成35(2023)年度 基本計画 平成22(2010)年度～平成30(2018)年度	みんなで築く ささえあいと活力の都市
第2次みよし市総合計画	基本構想 令和元(2019)年度～令和20(2038)年度 基本計画 令和元(2019)年度～令和10(2028)年度	みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち

## 第2次みよし市総合計画後期基本計画

# 2024▶2028

令和6年 3月発行

- 発行 みよし市
- 編集 経営企画部 企画政策課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地
- TEL 0561-32-2111(代表)
- FAX 0561-32-2165
- URL <https://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/>